

基本目標 1 ローカル経済でしごとが生まれる

(1)数値目標

目標	R2	R3	R4	R5	R6	累計
起業数（累計）	20	20	20	20	20	100

(2)基本的方向

・起業に挑戦する人と挑戦する人を応援する人を支援し、「稼ぐ」持続可能な産業を育てる。
・町の地理的特徴や地域資源を生かした産業の定着を進める。

(3)具体的な施策・事業

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証						
				A 計画期間中の主な取組	B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
					対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
1-1	■「食と農」が結びついた新しい経済活動を支援 食・農を中心とした新分野、高度化、異業種進出、6次産業化等による新しい産業分野への就業を促進させる。	農政課、商工観光課	農政課		岩手県の幸せ創る女性農林漁業者育成事業を活用し、食の匠の団体である四つ葉のクローバーの小冊子の作成や女性団体による商品開発の支援を行った。また、産・官・学の連携を進め、地域資源の活用と世代間交流に取り組んだ。	女性団体によりドライフルーツや干し芋、グラノーラやフルーツゼリーが商品化された。岩手大学クラフトビール部と連携し、町産大麦を使用したビール醸造が行われた。また、レストランぶどうの樹において、販路拡大のためジェラートのカップ販売化に取り組んだ。	・高齢化や人手不足により、農作業をするだけで精一杯のため、農家が2次から3次までを担うのは困難である。 ・個々の農家がBtoBやBtoCに対応できる商品を開発し、管理することはハードルが高い。	新型コロナの影響による消費者ニーズの変化。レトルト食材など加工食材の需要の増加。円安による輸入品の高騰。 農業者の高齢化。 食品衛生法改正により漬物製造のため営業許可取得が課せられた。 学校給食センターの更新計画	【農政課】 ・BtoBやBtoCに対応した商品開発ができるよう、関係機関と連携し支援していく。 ・町内に2次加工を担える企業誘致を検討していく。 ・シェアキッチンなど民間施設の有効利用を推進する。 ・学校給食センター建設に際し、付加機能の検討と利用促進に取り組む。	
				農政課	・子実トウモロコシの栽培・給与実証試験を行い、生産者と畜産農家とのマッチングや流通体系の構築に取り組んだ。	・子実トウモロコシの栽培から消費までを町内で循環できる仕組みを構築できた。	・離農により発生する農地と、地域における中心的経営体が担える耕作面積の許容量が逆転するおそれがある。	・農業者の高齢化。 ・地域計画の作成により地域の担い手を明確にし、農地の集約を進める。 ・輸入飼料価格の高騰。	【農工観光課】 ・酒を核とした商品開発や技術開発を支援するとともに、異業種交流なども促進する。	
				商工観光課	「酒のまち紫波推進ビジョン」及び「酒の学校基本コンセプト」を策定し、酒産業の活性化に努めた。	ひづめゆのGreen Neighbors Hard Cider、平井家住宅の平六醸造、旧水分小学校のはじまりの学校など、酒造業者が増加している。	農業従事者の高齢化と人材不足が顕著である。	地方の人口減少が深刻化し、農業の在り方が問われている。		
1-2	■「稼ぐ」産業にチャレンジする起業家・新規就農者を支援 新規に農林業等の産業に就業しようとする人を育成・支援するとともに、経営継承を支援する。	農政課、環境課（林務）、商工観光課、農業委員会	農政課	商工観光課	・地域人材育成ネットワーク事業実行委員会と連携し、起業家塾を開催した。	・商工会の新規入会者数が県内トップクラスである。	・事業承継の需要が高まっている。	・様々な分野や世代において、多様なアントプレナーシップ（起業家精神）が求められている。	【農政課】 ・新規就農における自営就農は果樹栽培が中心のため、国庫事業の要件にあてはまらない人への就農支援の強化を図る。 ・経営継承を進めるため、親元就農に関しての支援を検討する。 ・地域計画における地域の担い手への集積を進め、大規模経営体の育成と支援を図る。併せて法人化を進める。 ・事務処理や農作業を受託する新たなサービス事業体の検討及び経営体とのマッチングを図る。	
				農政課	就農希望者の農業技術の習得、経営管理能力の向上などに資するため行った研修（最長2年）において、研修生やその受入先に対し支援を行った。	期間中において40名が新規就農しており、就農形態としては、自営が11名、雇用就農が7名、親元就農が22名となっている。	国庫事業における新規就農支援事業の要件に合致する者であれば支援を受けることができるが、要件外の者は支援を受けることなく就農しなければならない。そのため、初期投資や農業知識の不足などがハードルとなっている。	定年退職年齢の引き上げにより、他産業従事者が退職後に家業である農業継承をすることが難しくなってくる。 新型コロナの影響によりテレワークなど地方での在宅ワークが可能となった。 大手企業による農業経営が全国的に取組み始められている。		
				農政課	地域の担い手である認定農業者支援として、農業経営改善のため、改善計画の作成支援や相談対応を行った。	期間中において104経営体の認定農業者の経営改善計画の見直しを行い更新してきた。また16経営体が新規に認定農業者として登録された。	高齢化により認定農業者の更新を辞退する者が増えている。	農業者の高齢化。 農業補助支援など制度が複雑化している。 集落営農組織等では農作業はできるが、会計などの事務処理を担う人材が不足している。	【農業委員会】 ・各地域で今後10年先を見据えた農業の在り方や農地の利用を協議し、地域計画を作成する。町内各地域の特性に応じた農作物の作付けと省力化、安定した農業経営のため農地集積と経営強化の方策等を検討していく必要がある。	
				環境課	令和4年度から10か年計画で町内全域の意向調査を実施し、所有者が町に管理を依頼する意向を示した森林の中から、所有者による経営の可能性や森林の場所等の要件を基に検討を行い、森林経営管理権集積計画（集積計画）の策定を進めている。	志和地域、水分地域358.92haの意向調査が完了し、20.03haの集積計画を策定した。 また、令和6年度に森林整備に係る補助金制度（紫波町森林整備促進対策補助金）を策定した。	所有者の高齢化が進み、管理が行き届かず、また、相続等での問題が生じている。	令和元年度から森林経営管理事業の財源として森林環境譲与税が自治体に交付されてきたが、令和6年度から国税として賦課徴収が開始された。		
				農業委員会	農地・農業施設を含めた空き家情報整備	農地の貸借や売買等により、農地利用が維持され遊休農地化を防いだ。	農地と結び付けた空家情報は整備していない。 必要に応じて空家担当課や地元の農業委員等から情報収集している。	後継者不足により、農地を手放したい人が増えている。		
1-3	■立地を希望する企業の進出と既存企業の成長を支援 町の特性に合った企業の立地を阻害する要因を取り除き、丁寧なマッチングを行い、企業誘致を推進するとともに、既存企業の成長を支援する。	農政課、商工観光課、地球温暖化対策課	商工観光課	1-3-1	企業立地ワンストップサービス体制整備	商工観光課が窓口となり、情報収集や各種調整などの業務を行った。	令和3年度の新規立地数1件。	企業からの問合せは多いが、事業用地が不足しておりマッチングが難しい。	2024年の働き方改革関連法施行により、特に物流・運送業界に大きな影響が生じている。	【商工観光課】 ・町内に立地を希望する企業については条件を聞き取り提案を行う。 ・企業にとって有利な情報がある場合には提供を行う。
			商工観光課	1-3-2	企業立地のための環境整備	商工観光課が窓口となり、情報収集や各種調整などの業務を行った。	令和3年度の新規立地数1件。	企業からの問合せは多いが、事業用地が不足しておりマッチングが難しい。	2024年の働き方改革関連法施行により、特に物流・運送業界に大きな影響が生じている。	【地球温暖化対策課】 普及啓発により、脱炭素化の必要性は町内企業に浸透してきていると感じるが、具体的なアクションにつなげるための方策が必要である。岩手県において、企業の脱炭素化に対して積極的に施策を推進しているため、岩手県と連携しながら、町内企業の脱炭素化についても推進していく。
			商工観光課	1-3-3	既存企業の稼ぐ力の強化支援	紫波町商工会と連携し、コロナ禍における経済対策などの事業者支援を行った。	コロナに起因する倒産は無く、商工会会員数は増加傾向にある。	コロナ禍に借入れを行った企業の融資返済が本格化している。	エネルギーや物価高騰、円安などが進んでいる。	
			地球温暖化対策課	1-3-4	企業の脱炭素化支援	一般家庭、事業者を問わず、セミナーやシンポジウム等様々な形態で企画し、脱炭素化の普及啓発を行った。	脱炭素社会を構築していく必要性について一定数の企業にご理解いただけたと感じている。	普及啓発は順調に実施できていると感じているが、企業が脱炭素化に取り組むためには、ある程度の投資が必要になるため、具体的なアクションにつなげるための仕掛けが必要と感じる。	近年の燃料費高騰等の影響により、経費のうちエネルギーにかかる費用が上昇傾向にある。 再エネ・省エネ設備等に関する問合せが増えてきており、少しずつ脱炭素化の必要性が浸透してきている。	

第2期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標別戦略効果検証結果

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証											
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）		C 計画期間中の課題（マイナスの視点）		D 社会情勢や地域課題の変化		E 今後の施策の方向性			
						対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。		「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。		「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。		対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。		A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
1-4	■地域資源を活用した観光振興 紫波町に存在する史跡・文化・自然、産業などの観光資源を消費や誘客に繋げる取組みを支援する。	1-4-1	観光交流推進	農政課、商工観光課	商工観光課	「東根山の日条例」を制定し、町の観光拠点の1つであるあづまねエリアの認知度向上に努めた。		コロナ禍で大幅に落ち込んだ交流人口が回復傾向にある。		観光産業従事者の高齢化と人材不足が顕著である。		コロナの5類移行によりインバウンドは過去最高を記録し、ニューヨーク・タイムズ紙の影響により盛岡市のインバウンドも増加している。		【農政課】 新商品開発に関して、企業への農畜産物のマッチングを図る。 町産原料を利用した商品のふるさと納税返礼品への登録数を増やす。 商品企画から加工、ピッキング作業といった一連の業務を担える企業を町内に配置できるよう努める。 【商工観光課】 ・インバウンドや個人・少人数旅行など、新しい旅行スタイルの需要を捉える。 ・観光推進体制の強化を図るとともに、競争力のある特徴的なコンテンツを磨き上げる。	
		1-4-2	新商品開発・販売促進		農政課	地域商社機能を持った組織を育成するため、コロナ交付金を活用し、地域産品を活用した商品開発、マーケットに応じた販路開拓を行うなど、地域ぐるみの6次産業化の仕組みづくりの強化を図った。		町内に不在となっている加工分野を域外企業と連携したことで、町内農産物を加工した商品が作られ、BtoB、BtoCに対応できる商品を区別しながら販売機能の強化が図られ、ふるさと納税返礼品への登録や独自のECサイトで販売されるようになった。		マーケットニーズに応じた新商品の開発を行政が主導で行うと、タイムラグが生じるため難しい。 新型コロナの流行により、県外への販売促進やイベントの開催ができなかった。 加工を町外業者に委託するため、経済循環が町内で行われない。		新型コロナの影響による消費者ニーズの変化（ECサイト等での購入、在宅ワークの普及）。 ふるさと納税が認知され、返礼品としてのニーズが拡大。 企業による新商品開発が進んでいる。			
		1-4-3	地域資源を活用した新事業創出支援		商工観光課	「酒のまち紫波推進ビジョン」及び「酒の学校基本コンセプト」を策定し、酒産業の活性化に努めた。		ひづめゆのGreen Neighbors Hard Cider、平井家住宅の平六醸造、旧水分小学校のはじまりの学校など、酒造業者が増加している。		特になし		国内の酒類消費量は減少しているが、輸出は日本酒やウイスキーを中心に増加している。			
					農政課	域内産業のコーディネート機能（地域商社）として、市場マーケットへの販売力強化・ネットワーク化に向けた地域商社機能の確保・育成を行った。		地域資源の発掘を行い、既存商品のセットアップや頒布会の企画、商品開発など、マーケットニーズからの商品開発を行える企業が育成され、販売機能の強化が図られた。		長期保存が可能な商品が少ないため、流通に耐える既存商品による企画が困難。 大規模ロットに応える農畜産物の生産者の確保が困難。		新型コロナの影響により、生活様式が変化。 消費型から体験型の観光様式の変化。			
					商工観光課	「酒のまち紫波推進ビジョン」及び「酒の学校基本コンセプト」を策定し、酒産業の活性化に努めた。		ひづめゆのGreen Neighbors Hard Cider、平井家住宅の平六醸造、旧水分小学校のはじまりの学校など、酒造業者が増加している。		特になし		国内の酒類消費量は減少しているが、輸出は日本酒やウイスキーを中心に増加している。			

基本目標 2 女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる

(1)数値目標

目標	R2	R3	R4	R5	R6
社会増減（±0）	±0	±0	±0	±0	±0

(2)基本的方向

・主に女性・若者にとって住みよい、働きやすい環境をつくる。
・若い世代を中心とした田園回帰ニーズに応え、町の魅力を発信し、移住・定住を促進する。

(3)具体的な施策・事業

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証						
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性	
				対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。		「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
2-1	■ワークライフバランスの実現 若者・女性の仕事と育児の両立支援を行う。	2-1-1	男女共同参画啓発	企画課	企画課	・男女共同参画推進計画に基づき、町民や事業者などに対して、男女共同参画、人権、固定的性別役割（意識）の解消、家庭での家事や育児の分担、働きやすい職場環境づくり等について、普及啓発を行った。 ・新たな第3次男女共同参画推進計画を策定した。 ・性の多様性を尊重するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設した。 ・男女共同参画セミナーの開催した	・男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると「女性が働きやすい社会だと思ふ人の割合」や「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味を知っている人の割合」「男は仕事、女は家庭という固定観念に同感しない人の割合」が増加するなど、町民の間で男女共同参画に関する意識の向上が確認できた。	・Bのとおり町民の男女共同参画の意識向上の傾向が見られるが、いずれも割合は半数を下回り、十分に意識が浸透しているとは言い難い状態である。 ・岩手県内の常用労働者の女性割合は、10～20％未満が最も多く、女性の就業率は依然として低い状況である。 ・岩手県における育児休暇について、男性の取得率が女性と比較して非常に低い。 ・岩手県におけるこどもが生まれた後に仕事を継続すると回答する女性の割合が男性と比較して低い。 ⇒依然子育ての負担が女性に偏っている。	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正・強化	【企画課】 ・町民に対する固定性別役割（意識）の解消や男性の家事、育児、介護等への参加等の男女共同参画の意識の啓発を強化する。 ・町内民間企業等に対する男女均等な雇用機会、待遇の維持・確保について働きかけを強化する。 ・女性活躍推進の観点により、就業、再就業等への支援、能力開発に関する情報発信を行う。
		2-1-2	男女共同参画サポート							
2-2	■魅力ある職住近接環境の整備 人が住み、集まる良好な居住・滞在環境の形成を図る。	2-2-1	都市の交通拠点の機能強化	都市計画課、企画課	都市計画課	快適な交通ネットワークの再構築のため、R4年とR5年の2ヵ年で古館駅前に回転広場等を整備した。（供用開始R5.12）	古館駅前広場の完成に伴い、朝夕の通勤時における渋滞が緩和されるようになった。また、大型車の乗り入れが可能となったことにより、R6年4月から高校のスクールバスも利用するようになった。	路線バス会社に対して古館駅前広場に停留所の設置を要望していたが、バス運転手の不足と利用者の減少を理由に延伸希望路線が廃便となった。その為、駅前広場内における停留所の設置が困難となった。	路線バス会社が、バス運転手の不足やバス利用者の減少を理由に路線の減便及び廃便が行われた。その他にコミュニティバスはR2.3に事業廃止となり、代替としてデマンド型乗合バス事業をR2.4に開始した。	【企画課・都市計画課】 ・鉄道や路線バスが通らない交通空白地の移動はしわまる号やタクシーがカバーしており、運転免許を有していない高齢者等の日常生活の足として、その運行を維持する。 ・しわまる号と鉄道や路線バスの広域幹線の接続により、町民誰でも、町内どこに住んでいても希望する移動が可能となるよう、公共交通環境を構築し、維持する。 ・紫波中央駅の更なる利便性の向上、駅周辺のにぎわいの創出として、駅の東口開設に伴う新たな交通結節点の整備を推進する。 ・バス基幹路線や、鉄道運行本数の維持の要望を行う。 ・タクシー等の運転手の人材を確保する。 ・しわまる号の混雑状況や待ち時間の短縮のため、利用実績に基づき運行台数等の見直しを行うことで利便性の向上を図る。 ・コロナ禍後の移動需要の変化を調査するため、町民を対象とするアンケート調査を実施する。
		2-2-2	総合的な交通体系の構築		企画課	・地域を支える公共交通として、お客様の希望に応じて乗車場所、降車場所が自由に指定できるデマンド型乗合バス「しわまる号」の運行を令和2年度に開始した。 ・令和4年度、5年度に曜日間の利用者ニーズの増減を踏まえ、車両運行台数の見直しを行った。 ・令和5年度にJR東北本線の町内3駅にSuica改札機、岩手県交通バス及びしわまる号にキャッシュレス決済設備が導入された。	・令和6年3月には、しわまる号の延べ利用者数が88,000人を超えた。 ・電車、バス、しわまる号にキャッシュレス決済環境が整備されたことより、公共交通の利便性が向上した。	・しわまる号について、利用者の増加により待ち時間が長くなり、利用者の利便性が若干低下している面がある。 ・タクシーについて、運転手不足や町内タクシー事業者の廃業により、町内の移動需要に対するタクシーの運行台数の不足が発生している。 ・路線バスについて、運転手不足により運行本数が減便されている。	・高齢化率の上昇に伴い、今後、高齢になったことで、車の運転を中止し、公共交通に頼らざるをえない住民の増加が見込まれる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、町内のタクシー事業者の運転手が大量に離職した。	
2-3	■移住・定住情報の整備・発信 空き家等の移住・定住に関する情報を総合的に整備し、移住・定住希望者に対し的確に情報発信する。	2-3-1	定住・交流情報発信ワンストップ化	都市計画課、企画課	企画課	・移住相談、移住支援金、移住者イベント等の情報発信を企画課で一括して行った。 ・岩手県やふるさと回帰支援センター等と連携し、移住に関する情報発信を行った。 ・町HPに就業、住まい、子育て等の移住に関する情報を集約した移住者向けページを設けた。	・転出者の推移を見ると、転入超過数が継続しており、社会増の状態にある。 ・赤石地区等の中央部を中心に人口が増加している。 ・移住イベントや相談会を通じて、紫波町のことを知っていただいたほか、実際に町への移住につながったり、町のSNS等の登録していただくことで、町の関係人口の創出につながった。	・移住相談をどこで行えばいいかわからないという意見があった。 ・移住に関連する子育て、住宅、仕事などの様々な情報が散在している ⇒移住に関連する情報の集約、関連団体等（観光交流協会、商工会等）との連携体制の強化が必要	・新型コロナウイルス感染症の蔓延により、テレワークが普及したことで、首都圏等から地方への移住が増加した。 ・盛岡市がニューヨーク・タイムズに掲載されたことで、岩手県への観光客が増加し、岩手県へ関心を持つ人が増えた。 ・インバウンドが増加し外国人の移住希望者が増加している。	【都市計画課】 ・住居人死亡手続きの際に空き家管理やバンクについてのパンフレット配布やアンケートを送付。バンク登録案内を引き続き行い、空き家の再利用についての周知を図っていく。 【企画課】 ・移住相談の受入体制の整備・ワンストップ化 ・町内民間企業、関連団体等の連携強化 ⇒行政だけではできない関係団体と連携した移住PR、移住者向け事業の実施などできることの幅が広がる。 ・移住関連情報の集約、情報発信の強化 移住希望者が町の移住関連情報を確認しやすくするため、情報の集約や整理、情報発信の強化を行う。
		2-3-2	空き家等の有効活用誘導		都市計画課	・第2期紫波町空き家等対策計画に基づく空き家等の有効活用に向け、「紫波町空き家バンク」への登録を空き家所有者等へ働きかけ、利用希望者の募集を行った。 ・令和5年度に、空き家の管理方法や活用、相談先をより分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、周知を図った。	・空き家所有者等への意向調査を基に、興味を示した者に対し個別に働きかけを行った。その結果、令和5年度末時点で延べ23件登録され。空き家の有効活用に貢献した。	・空き家バンク登録件数は、目標値30件に対し23件に留まっている。	・空き家バンク登録に際し、問い合わせはあるものの、不動産業者による鑑定結果が必要の見込めないとの判断された物件が多く、登録に至らないケースがある。	

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証							
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
2-4	■大学・企業等との交流促進 大学生や企業等による交流を通じて町の魅力を発信するとともに、移住を促す。	2-4-1	紫波企業の森活動	環境課	7団体、紫波みらい研究所、町とが森づくりに よる協定を締結し、下刈や搬出等の作業やウェブによる環境学習を行った。	対象期間内において11回の活動、延べ306人が 参加した。 これにより、地域の森林の整備が進むとともに、紫波町の特産品をおみやげとして購入する等延べ関係人口数の創出、拡大につながった。	新規に協定を締結する団体が増えず、現状維持 となった。	コロナ禍により現地での活動ができず、活動方法の見直しや活動回数の減少等があった。	【環境課】 紫波企業の森活動は、各団体が森林の整備を行うことにより、二酸化炭素吸収、水源涵養、土砂流出防止等、森林の公益的機能の向上に寄与するものである。 この活動により、社会貢献活動を通じ、団体のイメージアップや団体内部の交流につながる。また、町内の特産品との出会いや町民との交流により、交流人口が拡大するきっかけや機会となる。		
		2-4-2	大学との連携による地域活性化		環境課	町、國學院大學及び紫波みらい研究所が包括的連携のもと、連携・協力に関する基本協定に基づき、町内の森林で間伐体験、公共木造施設の見学、環境学習、地域住民との交流を行った。	対象期間内において2回の実施、延べ84人が参加した。 これにより、地域の森林の整備が進むとともに、地元住民との交流の輪が広がり、関係人口数の創出、地域の活性化へとつながった。	コロナ禍によりR2、R3は活動が実施できなかった。 交通費など物価上昇に伴い、事業にかかる費用が増えていることから、國學院大學参加者学生の一人当たりの金銭的な負担が増えている。	コロナ禍により現地での活動ができず、活動方法の見直しや活動回数の減少等があった。	他方、紫波企業の森活動は「企業等による交流を通じて町の魅力を発信」するための「きっかけ」や「機会」といった一手段に過ぎず、事業の継続や更なる交流人口拡大のためには、仲介者である紫波みらい研究所との連携や他事業による町の魅力向上が重要になってくる。 この活動により、地域の森林整備が進むとともに、里山の現状と価値を再確認するきっかけとなる。また、地元住民との交流の輪が広がり地域の活性化に繋がる。	
		2-4-3	関係人口の創出・拡大	環境課、企画課		企画課	・R2年度よりバレーボールでつながるまちプロジェクトを開始し、町内でVリーグ公式戦や東北バレーボールリーグの開催等を行い、冬季を中心に交流人口の拡大を図った。また、紫波町を会場とした人材育成事業を実施し、県内外の学生や企業が参加した。 ・岩手県、振興局等が主催する移住・定住イベントや移住相談会へ参加し、他県や他市町村の在住者が紫波町に関心や親しみを持つきっかけづくりに努めた。 ・町や地域おこし協力隊のSNS（X、インスタ等）やタウンプロモーションサイト（つばめの森）等を活用した町の魅力発信を行った。	【バレーボールPJ】 ・バレーボールでつながるまちプロジェクトでは、Vリーグ公式戦や日本代表による親善試合を開催することで、全国から多数のファンが町を訪れ、紫波町を認識し町内を巡ってもらうことができた。また、本プロジェクトは企業版ふるさと納税を募り実施しており、県内外の様々な企業との接点を持つことができた。 【移住・定住】 ・「2-3 移住・定住情報の整備・発信」のとお り 【タウンプロモーション】 ・「4-1 タウンプロモーションの推進」のとお り	【バレーボールPJ】 ・デジ田交付金を財源としているがR6年度で終了するため、事業規模の維持、自立性の確保が課題となる。 ・企業版ふるさと納税を行っていただいた企業との継続的な関係を構築する必要がある 【移住・定住】 ・「2-3 移住・定住情報の整備・発信」のとお り 【タウンプロモーション】 ・「4-1 タウンプロモーションの推進」のとお り	・新型コロナウイルス感染症の蔓延により、R2～R4年度は人流が制限され、イベントの開催等が抑制された。 ・その反面、リモートワークやWEB会議等のデジタルを活用した新しい技術や生活様式が定着し、関係人口のあり方が大きく変化した。⇒遠隔地同士の関係が築きやすくなった ・Vリーグのルール改訂により、R7年度以降は町内でのVリーグ公式戦の開催が不可となる。	今後、事業の継続や更なる交流人口拡大のため、間伐体験の活動場所の固定化など継続性を実感できる仕組みを検討していく。継続することで、國學院大學卒業生との交流が生まれるなど新たな関係人口数が創出されていく。 【企画課】 ・バレーボールPJ等の取組やタウンプロモーションの考え方により町の魅力を発信し、関係人口や町のファンになっていただける人を増やしていく。 ・事業や企業版ふるさと納税を通じて関係をもった企業との関わりや連携を強化する。 ・デジタル技術を活用した多様な関係人口の創出の仕組みを検討する。

基本目標 3 子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる

(1)数値目標

目標	H27	R2
年少（0～14 歳）人口	4,141	4,000

(2)基本的方向

・出産、乳幼児期の保育から就学期まで切れ目のない子育て支援を行う。 ・子どもたちが、予測困難な社会をたくましく生きていく力を育めるよう、子育て・教育を支援する。

(3)具体的な施策・事業

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証						
						A 計画期間中の主な取組	B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。
3-1	■お母さんと子どもの健康管理 妊娠・出産期から継続して母子の心身の健康管理を行うとともに、育児不安の解消に向けた支援を行う。	3-1-1	妊産婦の健康管理	健康福祉課	健康福祉課	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置。 ・妊娠期の健康診査にかかる費用の補助を行い、経済的な負担を軽減。 ・両親学級では、父親母親に対し、正しい知識の普及と不安の解消を行っている。 ・令和4年度から出産・子育て給付金の支給を開始。 ・令和5年度からは7～8か月の妊婦に対し、アンケートを実施し妊娠中の悩みに対し、必要時電話・面接での対応を行った。 ・令和6年度からは、母子健康手帳交付時に個人ごとに妊娠中の過ごし方や注意点等を共有している。	・妊娠から出産、産後にかけて対象者と接点を持つ機会が増えたことで、対象者を把握し、個々に合わせた対応ができています。	・妊産婦の不安や悩みは多種多様であり、その全てに対応することは難しい。 ・相談の優先順位の判断や、どこまで関わるかといったという点は対応者の経験や力量に左右されることもある。	・核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦、子育て世代が少なくない。	【健康福祉課】 ・切れ目ない支援のためには、まずは母子保健事業を対象者の方を知ってもらうことが重要である。そのため、 母子保健事業の周知 の機会を捉えて行っていく。 ・要支援ケースへの対応が十分にできる人員体制の確保を行っていく。 また対応能力の向上のための研鑽を各自が行っていく。 ・産後ケア事業の体制について、県に現状を伝えるとともに、受け入れ体制の整備を要望していく。 ・感染症や災害が発生した際の事業の持ち方を事業ごとに検討していく。 ・母子保健と児童福祉の連携強化のため、こども家庭センターの体制整備を行う。 ・5歳児健診の実施に向けて、紫波郡医師会、矢巾町と協議をすすめるとともに、紫波町での体制整備に向け、関係課と協議する。
		3-1-2	産後の育児支援		健康福祉課	・令和2年度から産婦健診の料金を補助し、経済的な支援を行っている。 ・令和2年度から授乳相談を開始、令和6年度から医療機関での産後ケア事業を開始した。 ・乳児の全戸訪問を行い、産後の母親の不安や悩みについて相談対応を行っている。	・授乳相談は個別の状況に合わせた指導を行っているため、不安や悩みの解消につながっている。 ・乳児訪問の満足度は、（R2：94.8％）から年々増加している。	・産後ケア事業については、医療機関の受入れ人数の問題で、申請してもすぐに利用ができないという状況である。	・核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたりしている母親が少なくない。	【町民課】 保険証の廃止に伴い、各種医療サービスが今後オンライン化されていく。そのような現状に伴い、以下の点の検討が必要である。 ① システムの導入の費用対効果の検討 ② 未熟児養育医療の自己負担額に対して、医療費助成が使用できることの案内の徹底
		3-1-3	乳幼児健康診査・相談事業の充実		健康福祉課	・1歳までの間に乳幼児健診（5回）及び法定健診を実施。 ・平成30年度から新生児聴覚検査の検査料金の助成を開始。 ・相談については法定健診や各種相談事業で相談を行うとともに、コロナ禍では感染症対策を行い、個別に相談対応を行った。	・法定健診の受診率が90％以上を維持している。 ・令和6年度からの実施に向けて、法定健診の未受診者への通知後の対応を統一したことで、一貫した未受診者へ受診勧奨を行う体制が整った。	・1歳までの個別健診の未受診者の把握が十分でない。 ・令和5年度から5歳児健診が努力義務とされたが、体制整備について課題が多い。	・感染症や災害発生時の適切な対応が求められる機会が増えた。	
		3-1-4	予防接種		健康福祉課	紫波郡医師会、盛岡市医師会、岩手県の協力を得て、下記予防接種を委託により実施した。特に新型コロナワクチン接種については、紫波郡医師会の協力によるものが大きかった。 ＜個別接種＞ ・A類定期予防接種事業 ・B類定期予防接種事業 ・任意予防接種事業 ＜個別・集団接種＞ 特例接種（新型コロナワクチン接種）の実施	新型コロナウイルスワクチン接種については、あらゆる年代が「感染対策」「重症化予防」の1つとして積極的に接種回数を重ねた。また、インフルエンザの流行期となっても、咳エチケット、マスク着用、手洗いの励行等個人でできる感染対策の取り組みも重なり町内での大きな流行は見られなかった。 ・定期予防接種についても例年どおり概ね9割の接種率を維持することができた。	定期接種をはじめ、町が助成し実施している任意接種、新型コロナワクチン接種に至るまで、高い接種率が保たれている反面、働き世代の「風しん抗体検査」の受検率は低迷している。	・世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、感染予防、重症化予防のための臨時接種として全国的にも集団接種・個別接種が5年度まで継続実施された。 ・新型コロナウイルス感染症が令和5年から5類に移行し6年度からは、インフルエンザと同様にシーズン1回の接種となる。新型コロナ流行期には、個人の感染予防対策の効果も重なりインフルエンザの流行が少なかった。またワクチン接種に対しても積極的に希望する者が増えたと感じる。 ・定期接種開始後すぐに積極的接種勧奨の見合わせが継続していたHPVワクチンの定期接種が令和4年から再開した。また、積極的勧奨を差し控えていた年代への「キャッチアップ接種」も開始し接種機会の確保につながっている。	

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証								
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）		C 計画期間中の課題（マイナスの視点）		D 社会情勢や地域課題の変化		E 今後の施策の方向性
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。		
3-1	■お母さんと子どもの健康管理 妊娠・出産期から継続して母子の心身の健康管理を行うとともに、育児不安の解消に向けた支援を行う。	3-1-5	未熟児養育医療給付	町民課、健康福祉課	町民課	身体の発育が未熟な状態で生まれた子どもに対して、医療費の一部を給付している。	<給付件数> 令和2年度： 3人 1,043,023円 令和3年度： 10人 2,738,519円 令和4年度： 12人 3,592,683円 令和5年度： 14人 3,607,995円		矢巾町に医大が建設されたことに伴い、周辺に医療機関を受診できる環境が整ってきている。			
		3-1-6	不妊治療費補助		健康福祉課	・子どもを希望しているものの子どもに恵まれないため不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療のうち治療費が高額になる体外受精及び顕微授精の治療について、治療費の一部を助成した。 ・令和4年4月から、体外受精・顕微授精の特定不妊治療費が保険適応となり9月まで経過措置対応としていたが、岩手県の経過措置期間の終了と共に申請実績がなくなり事業を終了した。	<申請件数> 令和2年度：延 24組 令和3年度：延 24組 令和4年度：延 12組 ・対象期間中に、15組が出産に至った。	・治療費が高額であり、助成回数、年齢要件もあり、治療を重ねても妊娠・出産に必ず結びつくものでもないため、助成したことの結果を「出産」とするものがよいかわからない。（助成したが出産に至らなかったから成果がなかったと考えるものでもないと感じる。助成を受けた対象者が治療を通じて自己のライフプランをプラスに考えていけるかであるかと感じる。）	・令和4年2月9日の中央社会保険医療協議会において、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、令和4年4月から保険適応され治療費が高額である不妊治療費について軽減が図られた。			
3-2	■子育てを社会全体で応援する環境づくり 保護者の就労を支える保育環境や子育てを取り巻く環境を整備し、社会全体で子育て家庭を応援する。	3-2-1	保育所・認定こども園等の保育環境整備	こども課	こども課	民間事業者との協議を重ね、民営小規模保育所5カ所、小学校跡地活用により民営認可保育所1カ所の整備を行った。	新たな保育施設の開所により、保育定員数を増やし、子育て世帯へ保育サービスを提供することができた。	保育のニーズが高まっており、保育施設の整備を行っても需要には追いつかず、待機児童の解消には至っていない。	・少子化が進んでいるが、共働き世帯の増加などにより保育ニーズは高まっている。 ・宅地開発による転入者の増加により、保育ニーズが高まっている。	【こども課】 ・事業の継続に向けて後継者の育成を行う。 ・在宅して在宅で子育てする家庭が孤立しないようSNS等を活用し、活動情報を周知する。 ・河東地区での子育てボランティア活動ができるよう検討を行う。 ・児童数の増加を予測し地域の人材や資源を活用、民間事業者等との連携を図りながら施設環境整備を進めていく。		
		3-2-2	学童保育の環境整備（こどもの家・児童クラブ）		こども課	民間事業者との協議を重ね、放課後児童クラブ6支援単位、こどもの家1支援単位の整備を行った。	新たな学童施設の開所により、学童保育定員数を増やし、利用児童の増加に備え体制を整えた。	保育のニーズが高まっており、学童施設の整備を行っても需要には追いつかず、待機児童の解消には至っていない。	・少子化が進んでいるが、共働き世帯の増加などにより保育ニーズは高まっている。 ・宅地開発による転入者の増加により、保育ニーズが高まっている。			
		3-2-3	子育て応援センター運営		こども課	・子育て支援ひろばの開設、育児相談対応、一時保育実施。 ・R2～3年度はコロナ禍において多くの参加者が集うイベントを中止、個別ケースの対応に重点を置いた。 ・R4～5年度では、感染症等の流行に留意しながらイベントを開催。親子運動あそび講座、工作等、親子で楽しめる行事を中心に実施。	・R2～3年度は、時間をかけて利用保護者と関わることで、子育てに関する相談以外の相談が増加。ひろばの実施が、利用者の相談の場として活用され、コロナ禍の精神的ストレスの軽減につながったと考えられる。 ・イベントの開催により、親子でさまざまな活動・体験をすることができ、子どもが新しいことに挑戦する姿や他の子どもと関わっていく姿を知ること、親として子どもをどう支えるか等を知る場となっている。	—	・宅地開発による転入者の増加、核家族化による地域からの子育て世帯の孤立。 ・子育てに対する保護者の価値観の多様化。			
		3-2-4	子育てボランティアの活動支援		こども課	・親子が交流できる場を提供して、子育ての相談、情報提供、助言などの援助を行った。 ・子どもが生きていくために必要な力（自主性や自立性など）を育てることを目的として多様な経験を積み重ねる場を提供した。	個人では経験する機会が少ない農作業体験や季節ごとの行事を経験するなど親子の交流する場を増やすことができた。	在宅育児世帯が減少していることで、参加者が減少している。	・新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業を行うことができなかった。また事業を再開しても参加者が減少した。 ・ボランティアスタッフの高齢化により事業の継続を見直す団体がある。			
		3-2-5	子育て家庭への経済的支援		こども課	・児童手当の適正支給、他諸手当の申請支援を実施した。 ・令和3.4.5年度においてはコロナ感染症による影響を受けた低所得の子育て家庭への臨時支援給付金を支給した。 ・令和4年度に児童手当受給対象者を対象とした子育て世帯応援金の支給した。 ・令和5年度からは在宅育児世帯で第2子以降を対象とした在宅育児支援金を支給した。 ・保育所や子育てサービスの利用に際しては、低所得者への利用料軽減、多子軽減制度による適正な軽減措置を実施した。 ・経済的な理由により小・中学校への就学が困難な世帯への学用品費や給食費などの援助を実施した。	各種手当により、子育て世帯への経済的支援を行うことが出来た。	—	・赤石小学校区における大規模な宅地開発に伴う児童の増加により、より多様なニーズに対応した経済的支援を講じる必要がある。 ・子育て世帯が希望するサービスを負担感なく受けられる仕組みが必要である。			
		3-2-6	新たな子どもの居場所づくり		こども課	令和2年度、古館地区においてコロナ対策として長期休業中の小規模分散型のこどもの居場所事業を試行した。	日々の生活や体験の中から、社会性や自立性を育むことができる居場所を創ることを目標とし、新しい形の子どもの居場所を作った。	—	屋内で親子が安心して過ごせる居場所や施設へのニーズが高まっている。			

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証								
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）		C 計画期間中の課題（マイナスの視点）		D 社会情勢や地域課題の変化		E 今後の施策の方向性
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。		
3-3	■未来社会を切り拓く資質・能力の育成 家庭、地域社会、就学前児童施設、学校が連携し、育ちを丁寧に積み上げ豊かな学びへとつなぎ、一人ひとりの資質や能力を育む。	3-3-1	幼児教育の充実	教育総務課、学校教育課、こども課	こども課	・令和2～4年度に公立保育所3施設において、短期大学准教授を講師に定期的な実地研修を実施。 ・令和3、4年度に「岩手県教育委員会幼児教育推進モデル指定研究事業」を古館保育所にて実施。 ・令和2年度より、町内保育施設職員を対象にした「幼児教育研修会」の開催。 ・施設内研修への講師派遣事業の実施。 ・令和6年度には古館保育所にて公開保育を開催。（平成当初以来の開催） 上記、研修により「保育の質」と「保育士の専門性」の向上を目指して実施した。	・コロナ禍において外部研修が中止される中、施設での実地研修やオンライン研修による研修により、質向上に取り組むことができた。 ・施設内研修の充実を図ることを目的とした講師派遣は、施設内において職員と一緒に受講することができ、施設全体の質の向上に資することができた。 ・町内保育施設職員を対象にすることで、町内の保育の向上の意識を高めることにつながった。	・待機児童解消として、新しい保育施設が新設される中、子どもの最善の利益と子どもの育ちが保障されるよう、 町全体の保育力の向上 が不可欠であり、公立保育施設はその役割をけん引していく必要があると考えている。そのためにも 町の職員（保育士）の質向上と、意識を高める必要 から様々な研修の取り組みを行っているものの、保育現場では研修が負担と感じている職員もあり、職員間でも温度差が生じている。	・新型コロナ禍における行動制限による児童等の社会性の欠如、コミュニケーション力の低下。 ・幼保小児童間の交流中止。 ・中央部の宅地開発による子育て世帯増。 ・働いている保護者の増。 ・児童発達支援事業所を利用する児童増。 ・発達特性が心配な児童増。 ・幼保小の架け橋プログラムの3か年計画推奨。	【教育総務課・学校教育課】 ・温暖化影響に対する校内環境・通学の安全対策、ICT活用の推進に向けた整備など、新たな課題に対する検討を行い、取り組むべき事項を精査していく必要がある。 ・学校間で児童生徒数の増減推移の差が大きくなる情勢がある中で、各校の指導体制や授業実践のバランスを図るとともに、全地区で小中一貫教育が推進されるよう、効果的な教育施策を展開していく。 ・有効な事業成果の分析や事業費の長期計画の立案を実行していく。		
		3-3-2	学校教育環境の確保		教育総務課・学校教育課	学校再編計画に基づく紫波西学園及び紫波東学園の整備及び開校、国のGIGAスクール構想に基づくICT活用教育の環境及び機器の整備	・町内の小中学校が適正規模となり、町が目指す教育方針の実践が図られている。 ・ICT活用教育といった国が目指す新しい教育への順応が図られた。	・学校再編の整備後、町全体として取り組む小中一貫（小中連携）教育の推進に向けて、地域バランスに課題（西部及び東部と中央部の差）がある。 ・ICT活用を更に推進する際の環境整備（ネットワーク・機器の在庫や修理・セキュリティ等）に係る予算確保が十分とは言えない。	・温暖化による学校生活環境(空調設備等)の整備が求められる。 ・国が進めるICT活用教育は次のステージ（NEXT GIGA）を迎えている。 ・生活様式の変化に対応した学校施設整備が求められている。(例：トイレの洋式化) ・通学時や学校管理下における安全対策について、急激な気象変化、交通事情や獣害等の様々なリスクへの対応が求められている。	【こども課】 ・研修の必要性は理解していても、実質的に負担感が大きくなってしまいうことから、ICTやオンライン等も活用するなど、職員の負担軽減や時間の効率的使用も図りつつ、効果的な取り組みにより保育力の向上を図る。 ・乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、人生の基盤づくりの重要な時期であることを踏まえ、この時期に関わる大人（保育施設職員、保護者、地域）が、この時期の子どもの育ちを十分に理解した環境を整え、連携して関わっていけるよう、園・小学校や家庭・地域向けにも分かりやすく発信していく。 ・幼保小職員、児童間の交流の機会を設けるなどし、子どもが主体的・対話的で深い学びの保育の理解を深めていく。		
		3-3-3	学習指導の充実		教育総務課・学校教育課	・児童生徒が実施した諸調査の分析 ・各校の校内研究会への指導主事の派遣	・諸調査結果の客観的なデータの活用について、指導主事の視点で結果を分析し範を示した。 ・学習指導要領に基づいた授業を行うように指導助言を行うとともに、ICT機器の効果的な活用を推し進めた。	・諸調査における学力検査、学校質問紙等の分析に基づく授業改善を引き出す必要がある。 ・町で取り組む小中一貫教育の強みを生かして、義務教育9年間を見通した一貫した指導改善を小学校と中学校が連携することが不十分である。	・全体的に少子化に伴う児童生徒数の減少が進んできた中で、従来からの地域特性や課題が継続している学校と、急激な宅地開発の増加等による新たな地域情勢や課題を生む学校が混在している。	【生涯学習課】 ・実践班の意識の差が生じていることから、中学生と世話人に対し、事業への理解を深め継続する。		
		3-3-4	国際理解教育の推進		教育総務課、学校教育課、こども課	教育総務課・学校教育課	・外国語指導助手の3名を全小中学校に派遣し、教員の指導支援を実施 ・外国語指導助手が講師となり中学生を対象とした英語塾を開催 ・中学生を対象とした国際交流海外派遣事業を実施	・外国語の授業づくりにおいて、外国語指導助手が教員の大きな支援となり魅力的な授業が実現した。 ・外国語指導助手自らが発展的な内容による英語塾を企画運営することにより、中学生の語学力向上の一助となった。 ・中学生を海外に派遣し国際交流事業を進めることで、国際的な視野醸成の契機となり、将来の社会に向けた人材育成の基礎が図られた。	本事業の成果について、効果的な周知と新たな検証が必要である。また、事業に伴う予算確保が厳しくなっていく中で、本事業の長期的な実施の見通しを具体的に示すところまで至っていない。	新型コロナウイルス被害や物価高騰等の世界的な問題（情勢）起きた場合の対応（事業費等）の計画、限られた予算の中で本事業実施の長期的見通しを持つ必要性が出ている。		
		3-3-5	豊かな人間性の育成		教育総務課、学校教育課	教育総務課・学校教育課	・児童生徒の学級満足度、認知能力、学力検査の実施及び分析 ・紫波町教育研究所（附属機関）の研究委員等による各種研究、町全体の研究会等の実施	・各検査等を基盤に据えた授業改善、学級経営の向上を図ることができた。 ・各校教員が務めた研究委員の取組により、研究成果の各校へのフィードバックやICT活用の新たな取組で成果につなげることができた。	本取組が授業改善にどれだけ貢献できているか、さらに詳細な把握とターゲットを絞った指導の必要性を検証すべきである。	小中一貫教育を効果的に検証するため、これまでのアンケート分析結果の評価を共有し、今後の取組を熟識し具体の推進に係る体制整備が求められる。		
		3-3-6	幼保小連携の推進		こども課	こども課	・幼保小連携推進研修会の実施（年1～2回） ・令和5年度より「幼保小の架け橋プログラム」に則り、「架け橋期のカリキュラム作成」「幼保小合同研修会」に取り組む。	・「幼保小の架け橋プログラム」は、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、すべての子どもの学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指す取組であり、関わる職員にその重要性の理解を進めることができた。 ・職員同士の顔の見える関係づくりができ、コロナ禍でできなかった児童間の交流が少しずつ復活している。	・幼保小間での取組をスムーズに進めるために、双方の窓口が決まっていないことでやりとりのしにくさがある。 ・年数回の授業、行事、研究会などにより交流ができてきたものの、接続を見通した教育課程の編成・実施には至っていない。	・新型コロナ禍における行動制限による児童等の社会性の欠如、コミュニケーション力の低下。 ・幼保小児童間の交流中止。 ・中央部の宅地開発による子育て世帯増。 ・働いている保護者の増。 ・児童発達支援事業所を利用する児童増。 ・発達特性が心配な児童増。 ・幼保小の架け橋プログラムの3か年計画推奨。		
		3-3-7	社会参加活動の推進		生涯学習課	生涯学習課	社会参加活動 町内の中学生が11実践区61班に分かれ、地域の一員として自主的に地域の行事や活動への参加、ボランティア活動に取り組み、育成会が支援している。	社会参加活動に参加することで、地域の一員としての自覚や自己有用感が育まれた。	中学生社会参加活動における実践班の意識の違いにより活動内容に差が生じている。	少子高齢化により、子どもの人数が減少している。また全国的に「子どもの地域離れ」が問題化されている。		

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証							
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
3-4	■継続的な療育・養育支援 子どもの発育特性、あるいは家庭環境に応じた支援を行い、親子を継続的にサポートする。	3-4-1	乳幼児健診後の発達相談	健康福祉課、教育総務課、学校教育課、こども課	健康福祉課	・心理職による発達検査等を実施。 ・発達に合わせた保護者の関わりについての指導、助言を行っている。 ・対象児に合わせた関わりについて、就園先との共有や助言を行っている。	・健診や相談事業をとおして、必要な児の保護者にはその都度、発達相談の紹介を行い、個々に合わせた関わりを行っている。	・限られた人員で実施してるため、個別発達相談を実施できる人数に限りがある。	・核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える子育て世代が少なくない。 ・情報化社会となり、子育てに関する情報が多くなり、正しい情報の選択が難しくなった。	【健康福祉課】 ・3-1-1～3-1-3に記載した方向性と同じ。そのほかは、こども課記載の方向性に準じる。 【教育総務課・学校教育課】 ・各校の「支援が必要な児童生徒に対する計画的な支援の仕組み」や「効果的な教育支援体制の整備」を支援する。 ・いじめの認知や不登校児童生徒の支援について、実効的かつ組織的な対応につながるよう、課題を明確にし改善を図る。 ・教育支援教室「はばたき」が変化する社会情勢に対応し、保護者と学校の連携をより効果的に進めて、有効な「学びの場」としても機能させる。 【こども課】 ・乳幼児健診、児童施設や学校、地域等と連携し、対象児童を早期に把握できるようにする。 ・支援者等の対応スキルの向上を図っていく。	
		3-4-2	幼児教室や専門機関での療育指導・助言		健康福祉課	・幼児の成長発達に合わせた活動や親子の関わりの支援を行う。 ・必要時は、専門医療機関や療育支援サービスにつなぐ。	・幼児の成長発達に合わせた活動を通し、個々の成長発達を促している。 ・育児の知識の普及や不安の軽減を図っている。	・少人数の教室であり、対象者が増えた場合は対応が難しい。 ・専門の医療機関の受診には時間がかかる。	・核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える子育て世代が少なくない。 ・情報化社会となり、子育てに関する情報が多くなり、正しい情報の選択が難しくなった。		
		3-4-3	保育所の軽度障がい児受入		こども課	集団保育が可能な軽度の障害児については、入所審査において加点を行い審査をしている。	・審査においては、加点があることにより保護者の就業状況等が同等の健常児に比べ有利となっている。 ・入所後においては、子どもの発達に応じたサポートを行った。	全町的に待機児童が発生しているため、保護者の希望施設によっては受け入れが難しい場合がある。	・少子化が進んでいるが、共働き世帯の増加などにより保育ニーズは高まっている。 ・宅地開発による転入者の増加により、保育ニーズが高まっている。		
		3-4-4	特別支援教育の充実		教育総務課・学校教育課	・就学支援委員会の支援案に基づく児童生徒の個別最適な教育支援の推進 ・教員を支援する人材（スクールヘルパー等）を確保し、学校現場における実効的かつ組織的な対応の支援 ・いじめ、不登校等に関する児童生徒の相談、指導事案に対する助言及び学校対応の支援	・適切な支援が必要な児童生徒に確実に届くよう、相談や学校への支援指導を図りながら実施した。 ・学級担任の教員では負担が大きい配慮を要する児童生徒の支援をスクールヘルパー等が教員と連携して対応した。 ・保護者からの直接の相談を各校と連携を図りながら対応し、調整や支援につなげた。	・要支援児童生徒に対する個別の支援計画の見直し、組織的対応の強化を感じる事案があった。 ・いじめの問題に係る組織的対応について、課題の見られる事案報告等があった。	・全国的に個別の支援（教育支援）を要する児童生徒及び不登校児童生徒が増加しており、実効性のある支援の在り方が求められている。 ・いじめの認知の及び対応に係る実効的、組織的対応の在り方について支援する必要がある。		
					教育総務課・学校教育課	教育支援教室「はばたき」を運営し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた相談、通級に対応	「はばたき」に通級する児童生徒の個に応じた支援が成され、学校復帰又は学校適応に向けた一助となった。	—	不登校の児童生徒が増加傾向にある中で、当事者である児童生徒や保護者が「はばたき」に向かうことが難しい事情やフリースクールといった別な居場所を選択肢とするケースがある。		
		3-4-5	こどもセンター運営		こども課	・「子どもの育ち相談室」「幼児ことばの教室」「教育支援教室」の3つの事業を展開。 ・保護者からの相談を受けるだけでなく、子どもに関わる幼保小中等の職員への事業周知を図り、保護者等への関わりの中でセンター事業の活用を勧奨していただくよう働きかけている。 ・保護者、支援者へのペアレント・トレーニング講座の開催。（年4～5講座） ・幼保小への訪問支援。（「出張・幼児ことばの教室」「巡回施設訪問」「支援経過書」） ・支援関係者との情報共有、支援検討のための定期会議開催。（年6回）	・乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援、対応がなされるよう、健康福祉課、学校教育課との連携の意識が高まった。 ・幼保小での事業周知が図られ、保護者への動機による相談が増加している。 ・こども係の調整により、保育施設・小中学校・関係機関との連携、情報共有が図られ、対象児童、保護者（家庭）への支援が円滑に行われた。	・保護者が、相談対応日が固定で平日開催であること、情報が関係機関で共有されると感じていること等により、抵抗を示す場合がある。 ・発達特性が気になる児童、集団生活において気になる児童が増加している背景として、関わる職員の対応のスキルアップが必要であり、その理解を広げる必要がある。 ・発達検査を実施できる職員が不足している。	・新型コロナ禍における行動制限による児童等の社会性の欠如、コミュニケーション力の低下。 ・中央部の宅地開発による子育て世帯増。 ・働いている保護者増。 ・児童発達支援事業所を利用する児童増。 ・発達特性が心配な児童増。 ・複雑化している家庭環境の中、愛着障がいが見られる児童が増加。		
		3-4-6	障がい児の放課後等デイサービスの利用支援	健康福祉課	・障がいのある児童や発達に特性のある児童の通所サービスの利用について、保護者への丁寧な説明、児童の状態像等の聞き取りをし、関係機関と連携しながら利用につなぐ。	・放課後等デイサービスを通して、こどもの適切な療育、居場所作り、そして、保護者の負担軽減を図った。	・サービスを十分に理解できないまま利用申請するケースもある。	・療育が必要な児童や利用希望者が増加し、サービス利用に必要な計画作成が追いつかない状況が続いており、すぐに利用することが難しい部分が出てきている。			
		3-4-7	要保護児童相談・虐待防止	こども課	・要保護児童対策地域協議会による適切な支援、対応。 ・紫波町子ども家庭総合支援拠点設置（令和4年4月1日） ・保育施設職員対象研修開催。（年1回以上） ・小中学校への要支援・要保護児童の共有、対応依頼。	・会議等による支援関係者との情報共有により、対象児童、家庭への支援が強化された。 ・子ども家庭総合支援拠点設置により、非常勤職員を配置でき、支援対応が強化された。 ・子ども・保護者と直接関わっている保育施設職員の理解、対応のスキルアップに繋がっている。	・学齢期に関わる職員の支援、対応力の強化を図る必要がある。	・新型コロナ禍における行動制限による児童等の社会性の欠如、コミュニケーション力の低下。 ・こども家庭庁の発足。 ・中央部の宅地開発による子育て世帯増。 ・未就学児の在宅子育て家庭の減少 ・学童利用数の増加 ・働いている保護者の増加 ・児童発達支援事業所を利用する児童の増加 ・発達特性が心配な児童の増加 ・保護者、家庭の経済不安、養育能力の低下、精神疾患の増加。			

基本目標 4 民の活力が湧き上がり時代にあった地域が生まれる

(1)数値目標

目標	R2	R3	R4	R5	R6	累計
新たな地域づくり拠点数	1	0	1	0	1	3

(2)基本的方向

- ・地域の小さな取り組みにも光をあて、ヒト・モノ・カネが循環する弾力性のある地域づくりを支援する。
- ・公民連携によるまちづくりを推進する。行政と民間が連携し、お互いの役割を分担しながら官民で公益を担う。

(3)具体的な施策・事業

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証						
				A 計画期間中の主な取組	B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
4-1	ヒト・モノ・カネの地域内循環を生み出す地域経営を応援 地域の課題を地域が解決し、自立した、稼ぐ地域の創出を図る。	4-1-1	地域おこし協力隊	企画課、地域づくり課	地域づくり課	R2からR6（7月1日時点）で新たに9名の協力隊を採用した。採用された隊員は現時点で途中退任することなく活動しており、多分野で地域の課題解決や価値の創造のため活躍している。また、期間中5人が卒隊しており、全員が定住または町内で起業した。	イベントの新規開催（例：百年文化祭、本と商店街）、山村振興地域内においての地域活動や耕作放棄地の解消、卒隊した隊員による空き家を活用したカフェの経営、地域食堂の開催、日本酒の新規商品開発等、協力隊の採用がなければ生まれなかった事業が多数行われ、町の価値向上に寄与している。	新規隊員の確保に苦労した時期があった。また、福祉・教育等の政策領域に十分に踏み込めたとはいえず、今後多様な事業で隊員が活躍できる環境を整える必要がある。	新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な活動が出来なかった隊員もいた。総務省より、活動に影響が出た隊員の任期延長が認められたため、4名の隊員が任期を延長した。	【地域づくり課】 ・具体的な施策については、目指すべき方向性として現状に変化はなく、継続して取り組む必要があると考えられる。 ・地域おこし協力隊事業については、隊員それぞれの特徴を活かしながら幅広いテーマで活動しており、事業を継続していく中で効果が高まっている。一方で、庁内で地域おこし協力隊をどう活用していくか考え、より効果的な活用及び支援体制について検討が必要である。 ・市民活動支援については、自発的かつ自立的な市民活動がより活発になることが求められる。補助金の交付により組織的な活動をはじめる土壌が出来つつあるため、次期総合戦略ではより発展的な事業へ展開する必要がある。 ・地区コミュニティ支援については、コミュニティの希薄化が進み、地域ごとに課題が異なることから解決の難易度が年々上がっている。住民主体のコミュニティ形成に向けては、施策で掲げるヒト・モノ・カネ全てが十分でない組織も多分にあることから、組織の見直しも含め、住民主体で継続したコミュニティ形成が出来る仕組みの構築が求められている。
		4-1-2	市民活動支援		地域づくり課	市民活動支援センター「ゆいっとサロン」の運営や、地域づくり活動補助金の交付により市民活動を支援した。	地域づくり活動補助金は「スタートアップ補助金」、「ステップアップ補助金」と段階を設けて支援した。補助金の活用により地域の情報発信、教育、医療、歴史・文化振興等の活動を幅広く支援することができた。	「ゆいっとサロン」が無人の情報交流拠点となり、交流講座等の機会が減少した。	新型コロナウイルス感染症により、十分な市民活動が出来ず苦慮する団体も散見された。	
		4-1-3	地区コミュニティ支援		地域づくり課	令和2年度から3年度にかけて「紫波町地域づくり指針」を策定した。地域運営組織の形成支援を行うため、町内の中間支援組織や地域力創造アドバイザー制度を活用し、地域に密着したヒアリング、勉強会等を実施し、地域の土壌づくりを徹底した。	地域運営組織の母体となる組織が立ち上がり始め、自主防災訓練や情報発信など地域のニーズに対応した住民主体の地域づくりが推進された。	地域の活動主体が自立し、自ら稼ぎ組織を循環させるまでの段階に至っていない。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の活動が停滞し、再始動することが困難となっている。ライフスタイルの変化により、コミュニティの希薄化が激化している。	
		4-1-4	タウンプロモーションの推進		企画課	・紫波町ふるさと大使を任命し、町の魅力発信を担ってもらった。 ・つばめの森の運営（WEBサイト）、Fan道、プロモーションブック等の広告媒体の作成、ファンミーティングの開催等を行い、町への好感を高めていく取組を行った。	・つばめの森等を活用し、町のコミュニティや町のファンの活動を可視化することで、町の魅力を広く発信することができた（閲覧数約1万PV）。 ・つばめの森文化祭（ファンミーティング）を開催するなど、町のファン同士の繋がりを創ることができた。 ・Fan道はR5年度で約200人の登録があった。	・コンテンツの継続が難しい（予算、人員等） ・タウンプロモーション推進員の廃止（R5） ・Fan道のサービス終了（R5年3月）	・全国的にシティプロモーションに取り組む自治体が増加し、考え方が全国に広がっている。 ・タウンプロモーション推進員の廃止	
4-2	リノベーションまちづくりの推進 日詰商店街を中心にリノベーションまちづくり手法を取り入れて賑わいの再生を図る。	4-2-1	民間活力誘導（未利用不動産の市場調査）	地球温暖化対策課、地域づくり課	地域づくり課	令和4年度より開始した「リノベーションまちづくり起業支援体制構築事業」等により、未利用不動産の活用に対して残置物処分等の支援を開始行った。	未利用不動産の市場調査について、町の東西の地域では十分に行うことができなかった。	未利用不動産の把握については地域づくり課、都市計画課を中心として庁内横断的な体制が構築されつつあるが、所有権の問題等から活用に至らないケースが増加している。	【地域づくり課】 ・家守事業者の育成から脱炭素までを一括して「リノベーションまちづくりの推進」という施策にまとめるのが難しい状況になっており、施策の見直しが必要と考えられる。リノベーションまちづくり手法については日詰商店街内において大きな成果を挙げていると考えられるが、次は町内全域に展開するための施策が求められる。 ・民間活力誘導、リノベーションまちづくり、家守事業者の育成については、これまで企画課、地域づくり課が行ってきたリノベーションまちづくり事業と、商工観光課が行う起業・事業継承支援との連携が求められる。今後は不動産の流動性をより高めていくため、不動産事業者や地域の金融機関を巻き込みながら事業展開を進める必要がある。	
		4-2-2	遊休不動産基礎調査		地域づくり課	旧郡役所の耐震診断や小学校の空き校舎のアスペスト診断等を行い、不動産の現況調査を行った。	民間不動産等の調査は十分に行うことができなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不動産の調査を満足に行うことができなかった。		
		4-2-3	リノベーションまちづくり市民参加		地域づくり課	「リノベーションまちづくり起業支援体制構築事業」を開始し、起業希望者の個別ニーズに対応できるようハンズオン支援を行い、金融相談や法務相談等にも対応した。	日詰商店街を中心として、ハンズオン支援により遊休不動産を活用した新規出店が多数行われた。売買あるいは賃貸として一般流通される物件については、流動性が高い状態が維持されている。	市民を交えた取り組みを十分に行うことができなかった。		
		4-2-4	家守事業者育成		地域づくり課	リノベーションまちづくり講演会を開催し、個人事業主等の講演により家守事業者育成の機運を醸成した。	地域おこし協力隊としてリノベーションまちづくりを担当した南條亜依氏が日詰商店街内の2軒の遊休不動産を活用するなど、家守としての機能を果たした。	家守事業者の新規発掘を十分に行うことができなかった。		
		4-2-5	脱炭素化の普及啓発		地球温暖化対策課	一般家庭、事業者を問わず、セミナーやシンポジウム等様々な形態で企画し、脱炭素化の普及啓発を行った。具体的には、省エネルギーセミナー、断熱改修シンポジウム・ワークショップなど。	脱炭素社会を構築していく必要性について一定数の方にご理解いただけたと感じている。令和5年度に環境省より採択となった脱炭素先行地域（水分・新山地区）において、交付金を活用した積極的な住宅への再エネ・省エネ設備導入等が行われた。	実績としては順調と考えるが、脱炭素は伝わりにくいテーマであり、興味・関心の薄い層へどのように伝えて理解していただくかが課題と感じている。	近年の燃料費高騰等の影響により、家計のうちエネルギーにかかる費用が上昇傾向にある。脱炭素先行地域以外の地域からも再エネ・省エネ設備等に関する問合せが増えてきているので、少しずつ需要が拡大してきていると感じる。	

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証							
				A 計画期間中の主な取組		B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
				担当課	回答課	対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
4-3	パブリックマインドを持った人材が生まれる土壌づくり まちづくりに関するトップランナーを講師に迎えた研修会を通じ公共を担う人材育成を図る。	4-3-1	持続可能なまちづくり研修会	地域づくり課	地域づくり課	町内の中間支援組織や地域力創造アドバイザー制度の活用により、各地域単位での勉強会の開催等により、それぞれの地域課題に応じた学びの場を提供した。	「公民連携」と「地域づくり」の両輪により、まちづくりを広義的に学ぶ機会を設けることができた。結果として、令和6年度に地域づくり課を発足した。	「持続可能な」というキーワードを十分に発信することができなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画していた研修会等を満足に行うことができなかった。	【地域づくり課】 遊休公有財産活用については、今後発生すると予想される児童施設を中心とした活用の検討、実施が求められる。	
		4-3-2	公民連携研修会		地域づくり課	「RO（Rehabilitate Operate）方式」や「コンセッション方式」の勉強会や、公営住宅整備の講演会を開催するなど、公民連携事業に理解を深めるための研修会を開催した。	庁内に公民連携手法を用いた公共施設整備の機運が醸成されつつあり、今後の整備につながる動きがある。	公民連携手法や手法の効果について町民に十分に周知することができていない。	他地域においても公民連携手法による施設の整備・貸付等が進められており、事例研究を進めながら検討を行う必要がある。		
4-4	アセットマネジメントの推進 公有財産のマネジメントを通じ、将来にわたって健全な自治体経営を維持する。	4-4-1	公共施設等総合管理計画の推進	都市計画課、地域づくり課、財政課、教育総務課、学校給食センター、生涯学習課	財政課	公共施設等総合管理計画の見直しを行い、事後保全から予防保全に移行する施設を検討し長寿命化に繋げる。	令和5年度に公共施設等総合管理計画の見直しを行い公表した。	住民説明会・パブリックコメントにより意見を募集したが、参加人数や意見が少数だった。	計画策定当初より7年が経過し、学校の統廃合や公共施設の新設・廃止が行われてきたことに加え、ユニバーサルデザイン化や脱炭素化の推進方針などを計画に盛り込む必要性が生じた。	【地域づくり課】 遊休公有財産活用については、今後発生すると予想される児童施設を中心とした活用の検討、実施が求められる。 学校給食センターの整備については、令和9年度の完成に向けて事業を進めていく必要がある。 【財政課】 ・施設個別計画の定期的な見直しを担当課で行い、将来を見据えたアクションプランとする。 ・市民参加を実施するにあたり、ホームページによる事前の情報発信だけでなく、しわなびやX（旧twitter）の使用も検討し、より多くの方の目に留まるような工夫を行う。 ・インターネット公売をさらに活用し、効率的に収入の増加を加速する。 ・建築条件付きの契約による町有財産（土地）の売買について、建築条件などの見直しを行い売買の促進に繋げる。 【教育総務課（学校教育課）】 ・学校の跡地活用や物品の有効活用等を計画的に進める。 ・児童生徒数の推移を早期に見極め、効果的な学校施設の維持管理を図る。 【生涯学習課】 ・施設の老朽化が進んでいることから施設の長寿命化のための修繕を実施しているが、各施設利用者の需要を考慮し、長期的視点で最適な施設となるよう検討が必要となってきた。	
		4-4-2	施設の長寿命化								
		4-4-3	公共施設再編		地域づくり課	学校給食センターの建て替えに向け、令和3年に研究会を発足し、令和4年度以降は全庁の検討体制構築、有識者会議の設置等により検討を進めた。	段階的な調査・検討により、令和6年3月に新学校給食センター整備基本方針を定めた。	—	建設費の高騰により、当初の研究段階と情勢が大きく変動している。		
					教育総務課	紫波町立学校再編整備基本計画に基づく学校再編を行った。	小学校の再編に伴う学校数の減少により、施設の維持管理費の縮減につながった。	開校により生じた余剰物品の利活用・処分が十分に行われていない。	児童生徒数について、増減推移における学校間の差が生じている。		
		4-4-4	遊休公有財産活用		生涯学習課	各施設から、施設設備の老朽化により修繕、工事が必要な情報を収集し、利用者の安全性の確保に繋げ長寿命化を図る	各施設の老朽化した設備について優先順位を定め修繕を行った。また、緊急性のあるものについては即時対応する事ができた。 また、各公民館に空調設備の設置、中央公民館トイレの洋式化、総合体育館アリーナの遮光暗幕交換、野球場バックネット張り替え、総合体育館東側底防水工事を実施。	施設の老朽化及び耐用年数を超えた設備もあり、利用者の利便性の向上を図らなければならないが細部まで把握するに至らなかった。	全国的に公民館は、人口減少や高齢化等により統廃合され年々減少傾向にある。		
						財政課	未利用財産を活用した民間投資の誘導や活用により収入の増加を図る。	令和2年度に策定した「紫波町公有財産活用基本方針」に基づき活用方針を決定した物件について募集を行い、旧日詰第二こどもの家は民間事業者事務所として貸付け、白旗の土地3件のうち1件は民間活用として優先交渉権者が決定し、1件は公共利用が決定している。残りの1件については、引き続き募集をしている。 旧彦部小学校活用事業の実施方針を令和5年3月に策定し、令和5年5月に優先交渉権者を決定し、8月に活用事業者と契約した。 旧片寄小学校活用事業の実施方針を令和5年10月に策定、公募により令和5年12月に優先交渉権者を特定し、契約に向けた協議を進めている。 旧庁舎敷地活用については、温浴施設等が令和4年7月に営業開始した。隣地の旧郡役所の保存と活用については、保存の前段として令和4年度に現状の耐震性調査及び概略補強案検討を行い、令和5年12月に活用に使合わせた耐震改修の設計・施工の優先交渉権者を決定している。 ・インターネット公売を活用し、不用となった車両を効率的に売却した。 ・建築条件付きの契約による町有財産（土地）の売却を公募した。	・立地条件で不利な旧小学校について、活用に繋げるまで至らなかった。 ・建築条件付きの契約による町有財産（土地）の売買を公募し、問い合わせはあったものの、建築条件の関係で売買までは至らなかった。		・耐用年数等により不用となる物品が増えている。
							地域づくり課	令和2年度に発足した資産経営課を中心に、空き校舎活用を進めた。元長岡小学校校庭を紫波町交流公園条例で定める公園（ノウルガーデン）とするため、公民連携で整備を行った。	空き校舎となった7校中、5校が貸付または優先交渉権者の決定に至っている。その他、廃止したこどもの家の活用や、町所有土地の売却等を行った。		活用に至っていない空き校舎が残っている。
4-5	デジタル化の推進 行政及び地域のデジタル化を推進し、デジタル技術を	4-5-1	行政のデジタル化推進	企画課、財政課、教育総務課（教育DX）	財政課	窓口での記入の手間を可能な限り減らす、書かなくても良い、インターネットで手続きが済むなど、役場の窓口や手続きのDXの推進体制構築に取り組んだ。	・令和3年度紫波町DX研究チーム設置 ・令和5年度紫波町DX推進基本方針策定 ・令和6年度窓口改革や文書管理の電子化などデジタルを活用したシステム構築を開始。また、BPRを継続し業務改善に繋げている。	・DXを進める風潮により、DXが目的となりつつあった。町としてどのようにDXを取り入れるかが決定されていなかったため、進め方の意思統一に苦慮した。	・新型コロナの発生をきっかけにデジタルを活用した手続きの需要が高まり、窓口での記入の手間を可能な限り減らす、書かなくても良い、インターネットで手続きが済むなど、役場の窓口や手続きのDXに取り組む必要が急務となった。	【財政課】 ・職員内でのBPRの浸透及び継続により、改善すべき課題と解決策を模索し、DXを取り入れるべき事項の洗い出しを行う。 【教育総務課】 1人1台端末等によるICT活用教育、教職員の校務DX化の更なる促進のため、端末等の更新や学校のニーズとの調整（端末の不具合時の対策、全教職員への端末配備、セキュリティや校務支援システムの導入）を効果的に展開する。	
					教育総務課	計画外により未記載	計画外により未記載	GIGAスクール構想の推進により、児童生徒1人1台端末が整備されたが「学校間の活用状況の格差」「端末の故障等、不具合時の対応」「セキュリティ対策の充実」に課題がある。	国が示すGIGAスクール構想の次のステージ（NEXT GIGA）に対応したICT環境（機器やネットワーク等）の整備、活用促進が求められている。		

①主要な施策		②事業		③第2期総合戦略の効果検証						
				A 計画期間中の主な取組	B 計画期間中の成果・効果（プラスの視点）	C 計画期間中の課題（マイナスの視点）	D 社会情勢や地域課題の変化	E 今後の施策の方向性		
					対象期間（R2～R6年）に実施した「②事業」の主な取組について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」の結果、確認できた成果や地域に現れた効果について記入してください。	「A 計画期間中の主な取組」と目標（「基本的方向」及び「具体的な施策」）を比較して、達成できなかった点（目標とのギャップ）を記入してください。	対象期間（R2～R6年）に生じた国内外の社会情勢や地域の状況・課題の変化を記入してください。	A、B、C、Dを踏まえて、次期第3期総合戦略（R7～R11）では、「①具体的な施策」「②事業」をどのような方向性で見直していくべきかを分析し、記入してください。	
	用いた課題解決や新たな価値の創造を目指す。	4-5-2	暮らしのデジタル化推進		企画課	自治体ポータルアプリ「しわなび」、健康増資アプリ「よりみちしわ」を公民連携によるデジタルPFIでリリースした。またそれに伴い、デジタルデバйд対策として「移動デジタル相談」を開始	「しわなび」では町や町の情報をより身近にすることができる環境を整えた。また、「よりみちしわ」を活用して町の特産品が当たる懸賞キャンペーンを実施した。「移動デジタル相談」ではPC・スマホ等のデジタルまわりの悩みを解決するため、多くの高齢者が来場した。	アプリを介した行政手続きまで目指していたが、機能の充実には課題が多く、思うように進まなかった。「しわなび」、「よりみちしわ」共にダウンロード数も伸び悩んだ。	この数年で高齢者でもデジタル機器に触れる機会が多くなり、全国では令和5年にスマホの保有率も9割を超えた。それに伴い、連絡手段としてメールから「LINE」アプリに移行し、認知率・利用率も顕著に増加した。地域単位では、町が新型コロナのワクチン情報をLINEで発信したことをきっかけに、住民の約3分の1にあたる1万人が町のLINE公式アカウントを友だち登録した。	【企画課】令和6年の下期からLINEを活用した情報発信に本格的にシフト。令和7年以降のアカウント運用においては、公開だけで終わらないよう新機能を活用していく。また住民や内部の担当課からの聞き取り等を元に、メニューの種類や情報発信の方法について常にアップデートに努める。